

改正

平成25年 3 月13日 告示第 8 号

平成27年 3 月 9 日 告示第18号

平成30年 5 月16日 告示第84号

令和 2 年 4 月 1 日 告示第41号

令和 6 年 9 月30日 告示第80号

長泉町地域公共交通協議会設置要綱

題名改正〔令和 2 年告示41号〕

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに活性化再生法の規定に基づく計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、長泉町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

全部改正〔令和 2 年告示41号〕

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の公共交通のあり方、改善、利便の向上等に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- (3) 活性化再生法の規定に基づく計画の作成及び実施に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

全部改正〔令和 2 年告示41号〕、一部改正〔令和 6 年告示80号〕

(組織)

第 3 条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 住民又は利用者の代表者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (4) 一般社団法人静岡県バス協会の代表者

- (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (6) 静岡県の公共交通担当課長又はその指名する者
- (7) 町長が指名する者
- (8) 静岡県裾野警察署長又はその指名する者
- (9) 学識経験者
- (10) その他協議会の運営上必要と認められる者

一部改正〔平成25年告示8号・27年18号・30年84号・令和2年41号〕

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔令和2年告示41号・6年80号〕

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。

一部改正〔令和2年告示41号〕

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画財政課において処理する。

一部改正〔令和2年告示41号〕

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、委員及び関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

追加〔令和2年告示41号〕

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔令和2年告示41号〕

(運賃料金部会)

第10条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会（以下「部会」という。）をおく。

2 部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2) その他部会が必要と認める事項

3 部会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 町長又はその指名する者

(2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者

(4) 住民又は利用者の代表

4 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを選出する。

5 部会長は、部会務を総括する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

7 部会の協議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 部会長は、部会での協議結果を速やかに協議会に報告するものとする。

追加〔令和6年告示80号〕

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成25年3月13日告示第8号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日告示第18号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項第6号の規定により新たに町長が任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成30年5月16日告示第84号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項の規定により新たに町長が委嘱又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

附 則（令和2年4月1日告示第41号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年9月30日告示第80号）

この告示は、公示の日から施行する。